

青森県学校事務研究協議会々則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は青森県学校事務研究協議会と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(組 織)

第 3 条 本会は青森県内各地区の事務研究会の協議体とする。

(目 的)

第 4 条 本会は、学校事務の研究を通して、学校事務改善、能率の向上と学校教育の円滑化に努め、教育の推進に寄与するとともに会員の資質の向上、身分の確立を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 県内統一の研究並びに研修会の開催
2. 地区研究会に対する指導及び助言
3. 調査研究資料の配布、良書の紹介、推薦
4. 地区研究会の交流
5. 他県との経験交流並びに視察
6. その他必要な事業

第2章 機 関

(機関の設置)

第 6 条 本会に次の機関を置く。

総会、理事会、常任理事会、事務局、研修部、研究部
各機関の議決は、出席者の過半数とする。

(総 会)

第 7 条 総会は本会の最高決議機関で、会員の 5 分の 1 の出席をもって成立する。

総会は毎年 1 回開催する。但し、理事会の要求があった場合は臨時に開くことができる。
総会の議決事項は次のとおりとする。

1. 会則の改正
2. 経過報告
3. 事業計画、予算の審議
4. 決算の承認
5. 役員を選出
6. その他必要事項

(理 事 会)

第 8 条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、年 3 回以上開催し次の事項を審議する。

1. 総会議案の審議、事業計画の立案、執行に関する事
2. 役員を選出
3. 総会議決事項の処理
4. その他必要事項

(常任理事会)

第 9 条 常任理事会は会長、副会長、事務局長、研修部長、研究部長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

1. 総会議案に関する事
2. その他特に重要かつ緊急要するもの
3. 理事会に提案する原案で確認、検討を要するもの

(専 門 部)

- 第 10 条 本会事業の目的達成のため、事務局、研修部、研究部を置き、次の事項を処理する。
1. 事務局は、会務・広報活動・会計及びその処理にあたる。
 2. 研修部は、研修活動にあたる。
 3. 研究部は、研究活動にあたる。

第3章 役 員

(役 員)

- 第 11 条 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長3名、理事21名、監事3名

(役員の仕事)

- 第 12 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は会務を総括し、会議を招集し本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれとかわる。
 3. 理事は会務の審議にあたる。
 4. 監事は本会の会計を監査し、総会で報告する。

(役員を選出)

- 第 13 条 役員を選出は次のとおりとする。
1. 会長、副会長及び監事は総会で選任する。
 2. 理事は各地区の事務研究会の代表2名及び本会の部局長をもってあてる。但し、理事は副会長を兼務できる。
 3. 部局長は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

- 第 14 条 役員の仕事は1年とする。但し、再任をさまたげない。

(事 務 局)

- 第 15 条 本会には事務局員を置くことができる。会長が委嘱する。

(顧 問)

- 第 16 条 本会には顧問を置くことができる。

第4章 経 費

(会 計)

- 第 17 条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。但し、臨時に会費を徴収することができる。

(年 度)

- 第 18 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第5章 雑 則

(関係団体の加入)

- 第 19 条 本会は東北地区公立小中学校事務研究協議会に加盟する。

(細 則)

- 第 20 条 本会の運営に必要な細則は、理事会において別に定める。

付 則

本会則は昭和41年4月1日から施行する。

昭和51年6月3日一部改正

昭和63年6月3日一部改正

平成元年6月2日一部改正

平成9年6月5日一部改正

平成11年6月3日一部改正

平成14年6月6日一部改正

平成17年6月9日一部改正

平成18年6月9日一部改正

平成25年6月6日一部改正

平成28年6月2日一部改正

旅 費 細 則

第 1 条 旅費は、青森県教育委員会所管旅費取扱規程を適用する。

付 則

この細則は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。